

グリーン・ツーリズムの展開と課題

誌名	九州農業研究
ISSN	04511581
巻/号	58
掲載ページ	p. 193-193
発行年月	1996年5月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council
Secretariat



グリーン・ツーリズムの展開と課題

尾島一史 (九州農業試験場)

Kazushi OJIMA: The Development and Subjects of Green Tourism

1. はじめに

国民の所得、自由時間等の増加に伴いレジャー・余暇生活への要求が高まっている。特に都市住民は、食料を供給してくれる場としてだけでなく、自然や伝統的な文化とふれあえる場、青少年の教育の場等としても農村に期待している。一方、農村も、農林水産業の不振、過疎化等が進展し、都市との交流により地域の活性化を図ろうとしているところが増加している。

本報では、大規模リゾート開発からグリーン・ツーリズムまでのツーリズムの流れを整理するとともにグリーン・ツーリズムの課題を明らかにする。

2. 大規模リゾート開発の展開と問題点

レジャー関連の産業の振興を図り、国民の余暇ニーズや都市との交流によって地域を活性化しようとする農村の期待に応えるため、1987年6月に「総合保養地域整備法」(リゾート法)が施行された。

しかし、リゾート法で地域指定された地域では、ホテル、ゴルフ場、スキー場かマリナーの「三種の神器」中心の開発がなされており、国民の多様なニーズに応えた総合的な保養地域として整備されていない。また、円高、貿易摩擦の激化等に伴う内需拡大の要請と金余り企業、金融機関の投資先探しを背景としていた大規模リゾート開発ブームは、バブルの崩壊とともに終焉した。

大規模リゾート開発の問題点としては、地域経済、農林水産業の振興、都市と農山漁村の交流等に結び付いていないこと、自然環境、地域コミュニティの破壊等がある。これらの問題点が生じた大きな原因として、バブル経済とともに地元の住民ではなく、外部の大資本中心のリゾート開発がなされたことをあげることができる。

3. グリーン・ツーリズムの展開と課題

1) グリーン・ツーリズムの展開

近年、様々な問題を引き起こした大規模リゾート開発は見直され、地域の環境に配慮したグリーン・ツーリズムが提唱されている。農林水産省の依頼を受けて検討を行ってきたグリーン・ツーリズム研究会では、1992年に中間報告書をまとめ、その中でグリーン・ツーリズムを「緑豊かな農村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動」であるとしている。農林水産省では、1993年から「農山漁村でゆとりある休暇を」促進事業を行っている。

1995年4月に「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」(グリーン・ツーリズム促進法)が施行され、この法律に基づいて農村滞在型余暇

活動に資する機能の整備、農林漁業体験民宿業の登録制度等が実施されている。また、北海道、山梨、兵庫、岡山等の各県でもグリーン・ツーリズムの推進に努めている。

2) グリーン・ツーリズムの課題

グリーン・ツーリズムにおいては、計画、実施、管理・運営の主導権が地元にあること、事業として成り立つこと、地元と人的交流があること、地元の自然環境、文化、歴史等が生かされていること、農林水産業を含めた地元の社会経済が活性化されること等が極めて重要であり、これらを実現するためには以下のことが課題となる。

①地元の主体的な取り組みを重視すること。地元でグリーン・ツーリズムを主体的に行う人、それを支援する人の育成が重要である。情報提供、相談等を行うシステムや研修・教育機関等を充実する必要がある。そして、主体的に取り組み始めた住民や住民のグループを、その力を生かす方向で支援することが重要である。支援方法は、地域の状況に合わせて考えられるべきだが、九州でも阿蘇グリーンストック(財団法人)のように農村と都市の住民、生協、農協等の団体、企業、行政等のパートナーシップにより、地域の農業や自然環境を守るトラスト運動が始まっており注目される。

②多様な滞在施設を整備すること。グリーン・ツーリズムの中心と考えられている滞在型の農家民宿は、女性が農業労働の中心を担っていて忙しいこと、農家の住宅が個室化が困難な構造であること、余暇制度が欧米のように発達していないこと等の理由から、欧米のように広範に広がるのは困難と考えられる。したがって、今までの農村と都市の交流を生かして、まず地域住民が共同で運営する、農産物の産直・農業体験等で訪れた都市住民やふるさと村民等が宿泊できる施設等の整備に力を入れ、徐々に農村の理解者、農村を第2のふるさととする都市住民を増やしていくべきだと考える。

③地域としての総合的な取り組みを強化すること。農家民宿とともに現在まで行ってきた産直、山村留学等の農村と都市の交流を進展させるとともに、これらの活動が地域の活性化に結び付くように、地域の総合的な地域振興方策、土地利用計画の中に位置付ける必要がある。

④河川流域を単位とした交流を推進すること。九州でも流域を単位とした上流と下流の住民による交流が行われている。お互いの地域、生活への理解が深まり、水を通じた生活実感に基づいて、流域を単位とした農林水産物の産直、子供の体験学習、環境保全型の農業の推進、土地利用計画の作成等が行われることが期待される。